

## 「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」記載にあたっての説明事項

### 1 「開示の実施方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した様式第10号「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。開示の実施方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を指定してください。

記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の5日前には当方に届くように提出願います。また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

### 2 不開示部分に係る審査請求等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日本中央競馬会に対し審査請求をすることができます。また、行政不服審査法に基づく処分の取消しを訴える場合はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、日本中央競馬会を被告として提起しなければなりません。（訴訟において日本中央競馬会を代表する者は、日本中央競馬会理事長となります。）なお、処分を知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。ただし、この処分について行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。

### 3 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手、定額小為替又は現金で送付してください。

### 4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

なお、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に関しましては、JRAホームページ (<http://company.jra.jp/0000/privacy/privacy01/privacy01.html>)にも掲載しております。